

過疎地域自立促進計画策定要領

1 過疎地域自立促進計画策定の背景

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、これまで45年間にわたり、社会基盤の整備等をはじめとした総合的な過疎対策が講じられてきた。これにより、産業基盤や生活環境等については、着実な整備が図られてきたところである。

しかしながら、21世紀に入り、国全体が本格的な人口減少社会に突入するとともに、情報化の進展によるグローバル化、ライフスタイルの多様化、さらには猛烈な移動社会の到来など、社会・経済環境は大きく変革を遂げている。特に人口減少、少子高齢化の急激な進行は、国の政策に大きな影響を与えている。

一方で、過疎地域では、急速な人口減少・少子高齢化の進行、それらを主要因としたムラ機能の維持・保全が困難になる集落の増加をはじめ、耕作放棄地の拡大、小中学校の統廃合、環境問題の顕在化など様々な課題に直面している。

しかしながら、日本の原風景や生活習慣を生み出し、安全・安心な食糧や飲料水を供給し、文化・伝統・芸能を創造してきた過疎地域は、国民全体の生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

このため国では、平成22年3月に、過疎地域自立促進特別措置法の期間を6年間延長するとともに、新たに地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業に過疎対策事業債を充てることができるように制度改正を行った。さらには平成24年6月には、再度5年間延長し平成33年3月までとしたほか、過疎対象事業債の対象施設を拡大する内容の過疎法の一部改正が平成26年3月に行われた。

こうした流れを受け、現行の小国町過疎地域自立促進計画の計画期間が終了する平成28年3月以降も、引き続き地域の住民のいのちと暮らしを守るとともに、地域の支え合いと活性化を促進する実効性ある対策を、総合的かつ計画的に講じていく必要があることから、新しい過疎地域自立促進計画を策定するものである。

【参考】

- ①過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項
「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。」
- ②過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行について（平成22年4月1日 各都道府県知事あて総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣通知）
「第2 過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直しに関する事項（前略）過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定めることが必要になる（後略）。」
- ③過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の一部を次のように改正する。
附則第3条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

2 これまでの過疎対策の評価

小国町では、昭和45年に過疎地域の指定を受けてからこれまで、地域社会の基盤強化、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正といった過疎対策の基本的な推進目的に基づき、効果的かつ効率的な施策の展開を図ってきた。

昭和45年からの過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づく前期対策においては、昭和41年に樹立したまちづくりの柱である「生活圏整備構想」の展開に努め、ナショナルミニマムを確保するため、町中心部と一次生活圏の拠点集落における生活諸環境の整備や克雪対策に総合的、計画的に取り組み、新しい社会生活圏の形成を図った。さらに後期対策では、「産業圏整備構想」をまちづくりの中心に据え、生活圏整備構想の上部に位置づけていく産業興しに努めた。町中心部に立地している既存企業の支援のほか、農業基盤整備を進めながら積極的に第一次産業基盤の構造改善を行い、これによって生ずる余剰労働力を第二次産業、第三次産業に吸収していった。

続く昭和55年からの過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）による対策では、「自然教育圏構想」を柱に、農工地域でのコミュニティの再生と、山間地域における資源活用型産業興しを展開してきた。ここでは、町中心部における「中央総合レクリエーション基地」と、国立公園を背後にした「ふるさとファミリー村」、「ふるさと子ども村」、「ふるさと学生村」の形

成を目指し、緑地空間の整備と多面的な交流機能の充実を図ってきた。

平成2年からの過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）においては、「ぶな文化交流圏構想」を戦略構想として事業展開を図ってきた。施策の柱を、①交流社会に対応できる基盤の整備 ②地域資源活用型産業の創出と育成 ③「新生活圏」の形成 ④人材の育成と確保 ⑤高齢社会への対応 の5つとし、荒川リバーサイドパークの整備、白い森国際文化フェスティバルの開催、包括ケアタウンの形成、新しい住宅団地の造成などの具体的事業に取り組んできた。

さらに、平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法では、平成9年度に策定した第三次小国町総合計画「白い森の国おぐにの基本構想」に基づき、多様な人々との協働の力によって、自然と人々が一緒に暮らすことを可能とする、美しく自立した生活空間の形成を図るという基本的な考え方にたち、施策展開を進めてきた。目標実現のために、①風格のある町を目指した人づくり ②利便性の高い町を目指した環境づくり ③持続的発展が可能な町を目指した暮らしづくり の3つの柱に沿ったまちづくりの推進を図ることとし、横川ダム水源地域の整備、あけぼの団地の造成、小中高一貫教育の推進、高齢者専用住宅の整備、森林セラピー事業の推進、木質バイオマスエネルギー導入事業などを展開してきた。

そして、平成22年に延長された過疎地域自立促進特別措置法の下では、平成20年に策定した第四次小国町総合計画基本構想に基づき、美しく豊かな自然と、誇るべき生活文化である知恵と技を軸とした人の営みを根底にしながら、さらに新しい価値を創造するとともに、多様な人々による「協働と交流と連携」を図り、ともに支えあう、人や自然にやさしい暮らしを中心としたまちづくりを進めてきた。将来像である「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち“白い森の国おぐに”」実現のために、①培ってきた知恵と技が生きる力を生むまちづくり ②地域資源に磨きをかけ時代の“しごと”を生み出すまちづくり ③支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり ④確かな豊かさを実感できるまちづくり の4つの柱に沿って、小国小学校改築事業やスクールバス整備事業、緑のふるさと協力隊受け入れ事業などを展開してきた。

これまでの継続的な過疎対策によって、社会基盤の改善や地域資源に立脚した産業の拡大発展などが進行するとともに、小国町の特性を生かしたまちづくりの展開が図られ、町民や民間との協働やその主体的な取り組みによる地域づくり活動が活発に推進されるなど、豊かな町民生活の実現に向け、着実に前進している。

3 新たな過疎対策における本町の課題

1) 培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり

子育て支援センターにおける各種の支援策のほか、中学生までの医療費無料化や、保育料のさらなる軽減、出産支援金の支給など、子育てにかかる精神的、経済的負担の緩和を図っており、子育てにかかる安心感の確立につながっている。

しかし、若い世代の人口減少や就労環境の不安定さなどによる晩婚化・未婚化の影響等により、出生数は年間50人台となっており、今後は減少する見込みである。そのため若い世代の町外への流出を抑制するとともに、安定した雇用の確保とワークライフバランスのとれた、出産しやすい環境の整備が必要である。

結婚活動支援については、山形県や関係機関等との連携により、情報提供と広報周知の充実を図っているが、具体的な結婚につながっているかどうか成果の把握が難しいこともあり、今のところ評価できる段階には至っていない。小国町における婚活ニーズの把握とともに、町独自の支援の方策、進め方を改めて検討することが必要となっている。

ふるさと小国を担う人づくりでは、小国町の教育の柱である小中高一貫教育を着実に推進し、適切な教育環境整備のため小中学校の統廃合とその受け皿となる新しい小国小学校の建設を進めてきた。一方で、小・中学校の統廃合により、それまで学校が地域で果たしてきた機能の補完やそれに替わる新たな方策の展開等が求められている。学校運営協議会やコミュニティースクールを設置し、地域と学校の連携強化を図っているが、他方、閉校施設そのものの利活用や解体について、管理経費の見通しを含め、検討する必要がある。

知恵と技の継承を進める仕組みと場づくりについては、小国町の生活文化・生活技術の継承と発展に向けた仕組みとして、山の暮らし伝承創造機構（仮称）の創設に向けた検討を進めているが、具体的な組織のあり方や体制、創設の手法などは検討の途上であり、まだ実際の設立には至っていない。これまでの調査研究で整理した考え方や方向性を基に課題への対応を進めるとともに、その実践の場となるまちづくりの新たな拠点施設整備を含め、町民との共有を図る具体的な取り組みを通じて、その創設を目指していく必要がある。

2) 地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生みだすまちづくり

農業振興では地産地消と安全安心な農産物生産に取り組んでおり、地産地消の推進においては、学校給食での地元産農産物の利用拡大に向け、関係機関の連携が図られている。しかし、さらなる地元産農作物の生産拡大に向け、

担い手の確保や直売機能の整備、振興作物の生産拡大に取り組むほか、6次産業化等により高付加価値化が必要である。

商・工業の振興では、小国いきいき街づくり公社への支援やプレミアム商品券の発行補助などを通じて商店街のにぎわいづくりに向けた取り組みを進めたほか、買い物宅配サービスへの助成など新たな展開も図ったが、経済状況が厳しい環境を迎えていることから、雇用、経済対策も含め、継続的な対応が求められている。

また、町内中核企業においては、全世界トップメーカーによる買収により、安定的な経営基盤が整ったことから、町内経済の牽引役として大いに期待するところであり、その効果が確実に町内に波及するよう支援策を講じる必要がある。

地域資源を活用した新しい地域産業づくりにおいては、山菜や雑穀を活用した特産品づくりが展開されており、今後は販路拡大やブランド化に向けて着実な取り組みを図る必要がある。

多様な交流の推進による活力づくりとしては、森林セラピーの推進をはじめ、地域、町民、民間等による多様な交流の推進が展開されている。このような継続した交流事業により、リピーターの確保など交流の拡大に努めているが、東日本大震災の影響等もあり、入り込み客数は減少している。こうした状況を受け、より一層地域にあるモノ、ヒト、コトを結びつけた多面的な交流を展開することが必要であり、そのことによって新たな活力を築くことができる。そのためには、これまで確実にやってきた交流基盤の整備において、新たな機能の付加等に向けた取り組みも必要となってくる。

移住・交流居住においては、複数の大学機関との連携による大学生に地域づくりへの参画という継続的な取り組みを通して確実に展開している。なお、移住への対応に関しては、一定の情報提供等を進めているが、取り組み手法の整理や受入体制の整備など課題への対応を図ることが求められる。

さらに、都市部からの移住・交流を促すという観点では、小国町ならではの新しいライフスタイル、ワークスタイルを開発・構築して積極的に発信していくことも重要である。

3) 支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり

安全で安心な暮らしづくりにおいては、町道の新設、維持管理補修等の交通基盤の整備、携帯電話受信エリアの拡大や光ファイバー網の整備など情報基盤の整備等を確実に進めてきた。さらに公共交通運行では、町営バスの運行のほかデマンドタクシーの導入やスクールバスを活用した町内循環バスの運行など町民の生活の支えとして、大きな役割を果たしている。また地域防災計画の改訂や自主防災組織の育成など、町民の安全を守る防災の取り組み

を進めてきたところである。さらに雪対策では、除排雪事業や流雪溝用水路整備等を実施したほか、高齢者暮らし応援事業や宅道除雪の試行など、雪国における安定した生活の確保に努めている。しかし、高齢化が進行していることから、さらなる取り組みの推進や支え合いの仕組みの構築が求められている。

健康を支える環境づくりでは、各種検診、健康教室など町民の主体的な健康づくりの取り組みを促進しており、全体として健康に対する意識の高まりにつながっているが、必ずしも若い世代の関心に結びついていない面も見られ、今後の取り組みの課題となっている。

高齢者の見守り体制の整備を積極的に展開しており、地域サロンについては、毎年開催地区が増えている。この他、高齢者暮らし応援事業や訪問看護事業、各種介護予防事業等を行い、サービスの充実を図っているが、高齢化の進行に伴い、認知症患者をはじめ要支援、要介護認定者数は年々増加し、介護保険給付費も増加している。介護予防の充実による要支援・要介護認定者の増加抑制や在宅ケアサービスのさらなる充実が必要である。

支えあう集落の仕組みづくりでは、ふるさとづくり総合助成事業や緑のふるさと協力隊受け入れなど、地域の元気や地域活動への刺激、地域のつながりの再構築等につなげている。しかし人口減少・少子高齢化の進展が急速であることから、さらに地域の活力を高めるための取り組みが必要であり、支援制度の拡充や横断的、多面的な集落同士のつながり、また外部人材の活用仕組みづくりなど、支え合う仕組みづくりが必要である。さらには地域内の機能集約など「小さな拠点」づくりへの取り組みも必要である。

4) 確かな豊かさを実感できるまちづくり

再生可能エネルギーの導入に関しては、木質バイオマスエネルギーの利用促進を継続的に展開しており、新小国小学校への木質チップボイラーの導入や木質ペレットストーブの設置支援等を進めているほか、民間事業体においても積極的な展開が図られ、再生可能エネルギーの活用にかかる気運の醸成に結びついている。町内の未利用の再生可能エネルギーを活用した取り組みを今後さらに、多面的に進めていく必要がある。

豊かな農山村を実現する地域経営では、間伐教室、ブナに関する講演会等を通じて、里山景観の保全に向けた活動の促進を図っている。また、町内中学生に対し農林業に取り組む若者の事例発表や現地研修等を行い、中学生が農林業の素晴らしさや小国町での暮らしの豊かさを実感できる貴重な機会となっている。こうした取り組みは継続的に展開することが重要であり、それが豊かさの再認識や里山風景、田園風景の価値の発信につながるものととらえられる。

外部（新たな志）との協働を促進する環境整備においては、大学生等を対象にしたインターンシップ事業や域学連携事業等を進めており、地域生活体験等を通じ地域づくり活動への参画を促進している。また、これまで本町で研究、実習等を展開してきた各大学機関とは継続して連携しながら、地域との関わりを深めつつあるので、今後はこうした若い力を町民と一体となって地域づくりに活かす仕組みづくりが必要とされている。

5) 基本構想の実現に向けて

以上のように課題が山積する中、本町を取り巻く行財政環境は厳しさを増す一方である。そのため財政の展望を見通しながら、一層の行財政改革に取り組み、効率的な施策運営を実行していく必要がある。

また廃校校舎や橋梁等、多くの公共施設の老朽化や管理経費の増加が課題となっており、その管理計画を策定し効率的な施設管理を図っていくとともに、遊休施設等の有効活用を積極的に進める必要がある。

4 過疎地域自立促進計画策定の方針

自立促進計画の策定にあたっては、過疎地域自立促進法及び国・県が定める活性化方針に基づくとともに、第4次小国町総合計画基本構想に掲げた小国町の将来像である「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国おぐに”」の実現を目指すことを基本的な姿勢とする。そのため、基本構想で示した、4つの基本目標に沿って事業展開を図っていくこととする。

1) 培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり

①子育てにやさしい環境の充実

子育て世代を社会全体で支える仕組みづくりを進め、誰もが安心して子どもを産み、育てることに喜びを実感できる取り組みを強化する。

- 地域全体で支える子育て支援の拡充
- 出産、子育てにかかる精神的、経済的負担の軽減
- 保育環境の整備
- 結婚活動に対する支援

②ふるさと小国を担う人づくり

子どもたちがのびのびと、そしていきいきと学び、成長していくことができる環境を整え、強い意志を持って小国町の未来を担う人づくりを進める。

- 特色ある教育システムの構築
- 健全な子どもを育む地域力の向上
- 教育環境の整備

③知恵と技の継承を進める仕組みと場づくり

小国町で生まれた、自然とのかかわりを礎とする知恵と技の伝送を着実に進めるとともに、新たな文化の創造と発展につなげていく。

- 生活文化・生活技術の継承と発展
- 町民の主体的な学びの推進

2) 地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり

①既存産業のさらなる振興

小国町における経済的基盤の中心に位置する製造業の持続的発展をはじめ、農業、商業それぞれの課題に対応しそのレベルアップを図る。

- 地産地消と安全安心を軸とする農業の振興
- 農林業基盤の整備
- 商・工業の振興、発展

②地域資源を活用した新産業の創生

社会の潮流を的確に捕らえ、小国町が有する多様な資源のブランド化を図りながら、新たな地域産業への成長を目指す。

- 地域資源のブランド化の確立
- 食文化と産業を結ぶ仕組みづくり
- 医療・介護・福祉の産業化推進

③多様な交流の促進による活力づくり

小国町の魅力である地域特性と人の心の豊かさを基盤とした、多様な主体がつながる交流の推進を図り、地域活力の向上を目指す。

- 地域の特色を基軸とした交流の推進
- 移住・交流居住の推進
- 交流を支える基盤の整備

3) 支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり

①安全で安心な暮らしづくり

町民の安全・安心な暮らしを支えていくための環境整備や基盤整備を着実に推進し、安定した町民生活の舞台づくりを図る。

- 生活環境の保全、向上
- 交通・情報通信基盤の整備
- 安全、安心な生活基盤の確保
- 雪対策の充実

②健康を支える環境づくり

町民が生涯を通じて健康で自分楽し食いきることができる社会の実現を目指し、その環境づくりを進める。

- 町民の主体的な健康づくりの推進
- 保健・医療・福祉・介護サービスの充実
- ③高齢者にやさしい福祉の推進
 - 高齢者が安心して住み続けることができる社会づくりの実現に向け、多様な取り組みと適切なサービスの提供を図る。
 - 高齢者福祉の充実
 - 高齢者を見守るネットワークの形成
- ④支えあい集落の仕組みづくり
 - 人と人とのつながりを一層強くする仕組みづくりとともに、そのつながりや仕組みに基づいた地域づくりへの取り組みを展開し、地域の元気と活力を生み出す。
 - コミュニティ活動への支援
 - 支えあいシステムの構築
- ⑤協働と交流と連携による地域自立の実現
 - 集落同士のつながりによるコミュニティの構築とその活動を推進し、自立を目指した個性的な地域の実現に努める。
 - 豊かな地域特性を生かした地域づくりの展開
 - 集落における安定した生活の維持・保全

4) 確かな豊かさを実感できるまちづくり

- ①再生可能エネルギーの活用を目指したまちづくり
 - 小国町に賦存する再生可能エネルギー資源の効果的な活用を促進するとともに、環境の保全による生活環境の向上を図る。
 - 環境に配慮した生活の推進
 - 再生可能エネルギーの利用促進
- ②豊かな農山村を実現する地域経営
 - 多様な生命を育み、美しく豊かな農山村の景観や環境を保全しながら、その魅力を発信することにより、多彩な人々がまちづくりを担う取り組みとその仕組みの構築を図る。
 - 美しい田園、里山景観の保全
 - 外部（新たな志）との協働を促進する環境の整備

5) 基本構想の実現に向けて

- ①協働のまちづくりの推進と自治基本条例の制定
- ②行財政運営の健全化推進

5 過疎地域自立促進計画の期間

過疎地域自立促進計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年の計画とする。

6 自立促進計画の構成

1) 基本的な事項

- ①町の概況
- ②人口及び産業の推移と動向
- ③町行財政の状況
- ④地域の自立促進の基本方針
- ⑤計画期間

2) 施策区分ごとの方針

次の施策区分ごとに、「現況と問題点」、「その対策」、「計画」の順に整理していくこととする。

- ①産業の振興
- ②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- ③生活環境の整備
- ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑤医療の確保
- ⑥教育の振興
- ⑦地域文化の振興等
- ⑧集落の整備
- ⑨その他地域の自立促進に関し必要な事項
- ⑩自立促進に向けた重点事項

7 過疎地域自立促進計画策定にあたっての留意事項

過疎地域自立促進計画の策定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

1) 主体性の確保

計画は文章と数値による表記が基本となるが、施策展開の主体性をできる限り引き出した具体的な計画を目指す。

2) 住民意見の反映

計画策定における住民の参画を積極的に進め、住民の意見を反映した計画とする。

3) 総合計画の実施計画としての位置づけ

本過疎地域自立促進計画については、第4次小国町総合計画基本構想及び総合計画後期基本計画の実施計画としての位置づけをもって策定することとする。

4) 過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の整理

改正された過疎地域自立促進法第12条第2項に新たに盛り込まれた、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、過疎地域の自立促進のための事業について、その位置づけ、内容、期待される効果等を具体的に明らかにしていく。

5) 小国町地域創生総合戦略との整合性

今年度策定する「小国町地域創生総合戦略」に掲載する施策の方向性に沿うよう、整合を図ること。

8 過疎地域自立促進計画の策定体制

1) 振興審議会

過疎地域自立促進計画策定にあたっては、小国町振興審議会に諮問し、審議を経て答申していただく。

2) 庁内体制

過疎地域自立促進計画の策定主管課および振興審議会事務局は総務企画課政策企画室とする。また、策定作業全体については庁内関係課が一体となって進めるものとし、小国町総合計画策定会議において素案の作成にあたる。

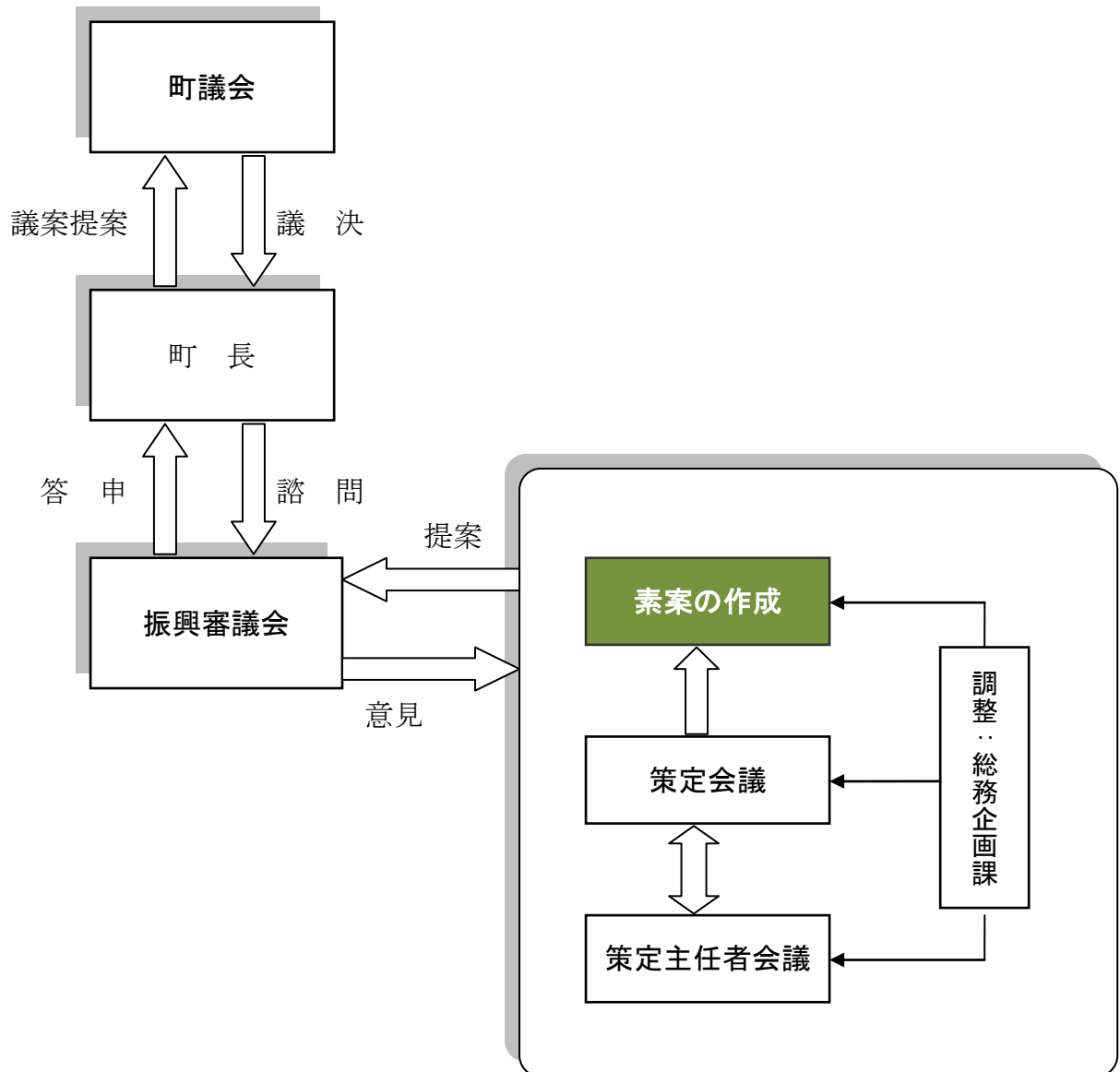
■小国町総合計画策定会議（副町長を委員長とし、各課長を中心に構成）

■策定主任者会議（各室長を中心に構成）

9 過疎地域自立促進計画策定のスケジュール

別紙のとおり

10 過疎地域自立促進計画策定フロー



過疎地域自立促進計画策定スケジュール

時期		項目（具体的内容）	会議等	総合戦略
5月	上旬			
	中旬			
	下旬			推進本部会議①
6月				
7月	上旬	振興審議会の構成・策定方針（案）の審議 事業計画の提出		
	下旬		策定会議①	推進本部会議②
8月	上旬	・各課ヒアリング ・会長選出・諮問 策定方針の決定	振興審議会①	
9月	下旬		策定会議②	推進本部会議③
10月	上旬	・過疎計素案の審議	振興審議会②	
	中旬	議会説明①		
	下旬	（総合戦略策定）		推進本部会議④
11月	上旬			
	中旬			
	下旬			
12月	上旬			
	中旬			
	下旬	県との事前協議		
1月	上旬			
	中旬	・計画最終案素案の審議	策定会議③	
	下旬	・計画最終案・答申 ・県への正式協議	振興審議会③	
2月	上旬	県の回答		
	中旬			
	下旬	議会説明②		
3月	上旬	議会提案		
	中旬	議会決議		
	下旬			